

## 令和元年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

- 1 日 時：令和元年6月21日（金） 午前8時55分から午前10時50分
- 2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室
- 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
欠	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	欠	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	欠	有村 隆		

### 推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	欠	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	欠	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂		釘田 秀人		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 山中 俊明  
 かのやアグリ起業ファーム  
 推進室次長 住倉 健一郎

### 5 事務局職員

局 長 長友 浩志  
 次長兼振興係長 西迫 博  
 農地係長 下原 隆二  
 主 査 福嶋 雅明  
 主 査 鳥巢 良和  
 主 査 根木原 英一  
 主 査 鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）  
 主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）  
 主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について
- 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

### [報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用配分計画の認可について（通知）
- ・農地利用最適化推進委員の辞職について

### [その他]

- ・全国農業委員会会長大会の報告について
- ・農地利用最適化推進委員の募集について

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 倉田 雪男 委員 ・ 泊 義秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年6月21日（金） 開会 午前8時55分 閉会 午前10時50分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。  
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、田中委員、有村委員、堀之内委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、田村委員、徳田委員、入佐委員の3名です。谷口委員が途中退席となっています。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号8番の倉田委員と、9番の田中委員を指名します【9番、田中委員欠席のため、後で10番の泊委員に指名を訂正する】。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第19号、1頁から34頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和元年6月24日です。合計面積は、24万8千827㎡、うち更新分13万4千794㎡、内訳、田9万584㎡、畑15万5千362㎡、樹園地2千881㎡です。利用権を設定する者95人、設定を受ける者67人です。始期は、いずれも令和元年7月1日です。期間は、1年、1年5か月、2年、3年、3年11か月、5年、6年、10年です。

次の3頁から27頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番、2番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。次の3番は、設定期間が1年5か月で、使用貸借権で新規設定。4番は、設定期間が2年で、賃借権で再設定。

次に、4頁、5番から7頁の19番までは、設定期間が3年です。4頁、5番から7番までは全て、賃借権で新規設定。8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、5頁、9番から12番までは全て、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、13番から17番までは全て、賃借権で再設定。

次に、7頁、18番、19番は、賃借権で再設定。20番は、設定期間が3年11か月で、使用

貸借権で新規設定。次の 21 番から 13 頁の 42 番までは、設定期間が 5 年です。7 頁、21 番は、賃借権で新規設定。

次に、8 頁、22 番から 26 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、9 頁、27 番から 30 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、10 頁、31 番は、使用貸借権で新規設定。32 番から 34 番までは全て、賃借権で再設定。次に、11 頁、35 番は、賃借権で再設定。36 番、37 番は、使用貸借権で再設定。

次に、12 頁、38 番から 40 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、13 頁、41 番は、使用貸借権で再設定。42 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。次の 43 番から 18 頁の 62 番までは、設定期間が 6 年です。13 頁、43 番は、使用貸借権で新規設定。44 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。45 番は、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、46 番から 48 番までは全て、賃借権で新規設定。49 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、15 頁、50 番、51 番は、使用貸借権で新規設定。52 番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、53 番、54 番は、賃借権で新規設定。55 番、56 番は、賃借権で再設定。

次に、17 頁、57 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。58 番、59 番は、賃借権で再設定。

次に、18 頁、60 番は、使用貸借権で再設定。61 番、62 番は、賃借権で再設定。次の 63 番から 27 頁の 96 番までは、設定期間が 10 年です。18 頁、63 番は、賃借権で新規設定。64 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、19 頁、65 番、66 番は、賃借権で新規設定。67 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。68 番は、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、69 番から 72 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、73 番は、賃借権で新規設定。74 番から 76 番までは全て、使用貸借権で再設定。

次に、22 頁、77 番、78 番は、使用貸借権で再設定。79 番は、賃借権で再設定。

次に、23 頁、80 番から 83 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、24 頁、84 番から 87 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、25 頁、88 番から 90 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、26 頁、91 番、92 番は、賃借権で再設定。93 番は、使用貸借権で再設定。94 番は、

賃借権で再設定。95番は、使用貸借権で再設定。

次に、27頁、96番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番、2番の1年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、3番の1年5ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁、16番の3年2ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、4番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に4頁、5番から7頁、19番の3年もの15件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に7頁、20番の3年11ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、7頁、21番から、13頁42番までの5年もの22件ですが、13頁、42番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、上之原委員に退席をいただき審議します。

(上之原委員：退席)

13頁、42番について事務局の説明をお願いします。

下 原 13頁の42番は、借人上之原委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上之原委員に係る13頁、42番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上之原委員：着席)

上之原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、13頁、43番から、18頁、62番までの6年もの20件ですが、13頁、44番が、議事参与の制限にあたりますので、西ノ原委員に退席をいただき審議します。

(西ノ原委員：退席)

13頁、44番について事務局の説明をお願いします。

下 原 13頁の44番は、借人西ノ原委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 西ノ原委員に係る13頁、44番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(西ノ原委員：着席)

西ノ原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、14頁、49番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

14頁、49番について事務局の説明をお願いします。

下 原 14頁の49番は、借人福元副会長が代表を務める法人が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る14頁、49番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、17頁、57番が議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

(上野委員：退席)

17頁、57番について事務局の説明をお願いします。

下 原 17 頁の 57 番は、借人上野委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上野委員に係る 17 頁、57 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上野委員：着席)

上野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 6 年もの 17 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18 頁、63 番から 27 頁、96 番までの 10 年もの 34 件ですが、19 頁、67 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

19 頁、67 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 19 頁の 67 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 19 頁の 67 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 33 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、28 頁から 30 頁です。28 頁で説明します。

公告年月日は令和元年 6 月 24 日、合計面積は、1 万 4 千 678 m<sup>2</sup>です。うち、田 1 千 211 m<sup>2</sup>、畑 1 万 3 千 467 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 7 人、所有権の移転を受ける者 5 人です。29 頁をご覧ください。1 番から 30 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。7 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの7件ですが、30 頁、7 番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員の退席をいただき審議します。

（倉田委員：退席）

30 頁、7 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　30 頁の7 番は、譲受人倉田委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　倉田委員に係る30 頁の7 番の所有権移転協議成立1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（倉田委員：着席）

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31 頁、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします

下 原 　中間管理権設定については、31 頁から34 頁です。31 頁で説明します。

公告年月日は、令和元年6 月24 日です。合計面積は、5 万4 千643 ㎡、うち、田1 万1 千587 ㎡、畑4 万3 千56 ㎡です。利用権を設定する者14 人で、全て新規設定であります。始期は、令和元年8 月1 日で、期間は全て、10 年です。次の32 頁から34 頁は、設定期間、権利区分別です。

32 頁をご覧ください。1 番から3 番までは全て、賃借権。4 番、5 番は、使用貸借権。

次に、33 頁、6 番から11 番までは全て、賃借権。

次に、34 頁、12 番から14 番までは全て、賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、32 頁、1 番から34 頁、14 番までの10 年もの14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁、議案第20 号「農地法第3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第20 号、35 頁から41 頁です。41 頁で説明します。今回は、所有権移転24 件、使用



貸借権設定1件の計25件です。内訳は、田22筆、1万4千284㎡、畑27筆、4万8千442㎡、計49筆、6万2千726㎡です。

初めに、35頁です。1番は、田679㎡の売買です。2番は、田2千220㎡の売買です。3番は、田1千67㎡の売買です。

次に、36頁、4番は、畑1千788㎡の売買です。5番は、畑3千161㎡の売買です。6番は、畑1千621㎡の売買です。7番は、畑1千359㎡の売買です。8番は、畑1千795㎡の売買です。

次に、37頁、9番は、田348㎡の贈与です。10番は、田1千436㎡の贈与です。11番は、畑244㎡の贈与です。12番は、田662㎡の贈与です。次に、38頁、13番は、田1千610㎡の売買です。14番は、畑1千290㎡の売買です。15番は、畑367㎡の売買です。16番は、次の頁にかけて、田961㎡、畑7千215㎡、計8千176㎡の売買です。

次に、39頁、17番から41頁の25番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、39頁、17番から41頁、25番までを園田委員に、報告をお願いします。

園田 　議席番号14番の園田です。去る6月13日、記載の2名の委員と事務局で農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

まず39頁、17番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外に住所がありますが、市外と実家を行き来しているとのこと。今回取得する農地は実家の近くにあり、農作業に必要な農機具は実家に一式、所有していました。取得後の農地には、水稻を作られるとのことでした。

次に18番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、親の農作業の手伝いをしていますが、今回、親から農地を譲り受けて、農業を開始するものです。作業に必要な農機具はトラクター、管理機等、所有していました。取得する農地には、しょうが、ニンニク等を作るとのことでした。

次に、40頁、19番ですが、農業開始、市外取得、下限面積の調査です。申請者は、東串良町の方ですが、現在、働きながら、夫と一緒に東串良町の夫の実家の農作業の手伝いをしているとのこと。作業に必要な農機具は実家の所有しているトラクター等があり、運搬には、義理の弟の運搬車を利用するとのことでした。取得する農地については、さつまいもを作付けする予定とのことでした。

次に、20番ですが、共有名義の21番と関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は、申請地の奥の自己所有の畑にさつまいもを作付けしていますが、今

回、その入口となる場所の農地を取得しようとするものです。作業に必要な農機具は一式、所有していました。取得する農地には、さつまいもを作付けするとのことでした。

次に、22番ですが、市外取得の調査です。申請者は、市外の方ですが、手広く、だいこん・キャベツ等を栽培している方です。作業に必要な農機具は一式、所有していました。取得する農地には、だいこんを作るとのことでした。

次に、23番ですが、24番と関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は、自己所有の畑にさつまいもを作付けしていますが、今回、親族より借受と、贈与を受けようとするものです。作業に必要な農機具は一式、所有していました。取得する農地には、さつまいもを作付けするとのことでした。

次に、25番ですが、下限面積の調査です。申請者は、長年兼業で農業に従事していますが、今回、新たに娘の家の近くの農地を取得しようとするものです。作業に必要な農機具は一式、所有していました。取得する農地には、野菜を作付けするとのことでした。

以上9件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました25件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42頁、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第21号、42頁です。今回は1件、畑2筆493㎡となっています。1番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、42頁、1番を畠井委員に報告をお願いします。

畠井 　議席番号13番の畠井です。去る6月13日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

42頁の1番ですが、申請地は吾平小学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、生活するのに良い環境であることから、自己所有地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所であり、調査員としては、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該

当すると判断しました。以上、1番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、42頁の許可申請1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、43頁、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第22号、43頁から48頁です。48頁で説明します。今回は、24件、田3筆、736㎡、畑23筆、1万5千821.69㎡、計26筆、1万6千557.69㎡となっています。

43頁をご覧ください。1番、2番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。次の4番から48頁の24番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、43頁、4番から44頁、9番までを郷原委員に、45頁、10番から46頁、16番までを藏ヶ崎委員に、46頁、17番から47頁、19番までを畠井委員に、47頁、20番から48頁、24番までを高田委員に報告をお願いします。

郷原 　議席番号11番の郷原です。去る6月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、43頁の4番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の法人で、申請地にアパート2階建を2棟、賃貸住宅を2棟、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、5番ですが、申請地は鹿屋中央高校の東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、調査員としては第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 44頁の6番ですが、7番と併せて報告します。6番の申請地は笠之原町公民館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。

申請者は県外の建設業の法人で、申請地に建売住宅4棟、駐車場、通路を整備する計画です。

次に7番ですが、申請地は6番の隣接地で、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内在住で、申請地に住宅への通路を整備する計画です。申請地はいずれも都市計画用途地域から500m以内に位置するため、調査員としては、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、9番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は申良町上小原小学校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、8番は一般住宅、駐車場を9番は隣地申請者との共有名義で通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上、4番から9番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

藏ヶ崎 推進委員の藏ヶ崎です。去る6月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

45頁の10番ですが、11番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は申良町上小原小学校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員夫婦で、10番は一般住宅、11番は8番の申請者との共有名義で通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、13番、14番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は申良商業高校の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。12番、13番の申請者は市内の建設業の会社役員で、12番、13番は貸駐車場、14番は共有名義で通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に46頁の15番ですが、申請地は申良総合支所の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、通路を整備する計画です。申請地は支所の周囲おおむね500m以内の区域内に位置するため、調査員としては第2種農地の許可要件である「500m以内農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、境界部分に段差があり、建物を後退した整備が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に、16番ですが、申請地は笠之原町玉山神社の南西側に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、調査員としては第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、10番から16番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

畠井 議席番号13番の畠井です。去る6月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

46頁の17番ですが、申請地は鹿屋文化会館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、調査員としては第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に、18番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、47頁の19番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市外の会社員で、現在の勤務先を退職し、独立開業するため申請地に板金工場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、17番から19番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

高田 推進委員の高田です。去る6月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47頁の20番ですが、申請地は高牧町公民館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内で太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、21番ですが、申請地は高牧町公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上

の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は県外で太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、23番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は上野公民館の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市外の会社員で、定年に伴い、22番は一般住宅、駐車場、23番は所有者との共有名義で通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

最後に48頁の24番ですが、申請地は大始良小学校の南側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の法人で、申請地に農機具倉庫、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、20番から24番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、43頁から48頁までの許可申請24件です。ご異議ありませんか。

郷原 48頁18番ですけれども、この人の住所が申請地と同一ですけれども、これは、既にこの人がお持ちになっているのか。それとも既に前の人が畑に家を作っているのかどうか。このあたりがよくわからないのですが、そこを教えてください。

垣内 推進委員の垣内です。申請人の近くに住んでいるものですから。調査の家は、今の建っている住宅がありますけれども、まだ裏に広く土地があって、おそらく番号が住所と一緒だと思えますけれども、そこに家を建てるとのことだと思えます。そこで申請を出したと思えます。以上です。

下原 現地調査をした時に、申請地については、畑地目になっていまして、現況も畑のような状態でした。ただし、その隣に住宅が建っておりましたので、住民基本台帳上は、この261というのが、住所になっているということではないかなと思いますけれども、申請地自体は、まだ、畑地目ということです。ですから、今同じ地番となっていますが、既存の住宅と今回の申請地は分かれているというような状況です。

畠井 18番の今の質問の件ですけれども、申請地の地番、261番地が、譲渡人の住所と同一とい

うことだと思えますが。私が聞いたところですけども、77年前、それ以前、そこが住宅、そこに家が建っていたわけですね。建っていたらしい。そのことから、ずっと住宅はあったということですが。途中で壊されたのかもわかりませんが。ずっと農地で地目はあるけれども、実際は宅地で、ずっときていたらしい。現在も、課税の方は、何十年か前からずっと、宅地課税できているということですけども、ここに住んでいらっしゃる訳ですね。だから、住所も、そのままなっているのではないかと想定するところです。今は、家はないけども。そこが住所で、変えていないところだと思えます。間違いはないと思えます。

根木原 事務局の根木原です。今、畠井委員がおっしゃられましたとおり、遠い昔に、登記簿謄本上は、昭和21年に、家督相続を行っておりまして、その当時に261番地という地番に住まわれていたということがございます。今現在は、別なところに住まわれていると、本来なら住所の異動をしないといけないと思うのですけれども、それもされていないので、今、畑の土地所在地番と住所地番が同じ状態になっていると思われます。以上です。

郷原 これの問題がなければいいのですが。ただ、見たときに「あれっ」と、これは、おかしいのではないかと思ったものですから。昔は畑に家を作ってそのまま、住んでいたとかあったわけですけども、これを見ると「あれっ」と畑に家を作っているのかと、おかしいではないかと、分筆すべきなら、分筆をすとか、指導すべきところは、しっかり指導していただいて、問題がなければ、いいとは思いますが、すっきりしません、私の質問は以上で終わります。

議長 ありがとうございます。これについては、一応、精査して、許可意見で出したいと思えます。他にございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49頁、議案第23号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第23号、49頁から52頁です。49頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、3件、畑5千20㎡となっています。次の50頁から52頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、49頁1番から3番を、牧之瀬委員に報告をお願いします。

牧之瀬 議席番号12番の牧之瀬です。去る6月12日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず 49 頁の 1 番ですが、周辺図及び配置図は 50 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、大黒小学校の西側に位置し、10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の農産物生産加工販売を営む法人で、事業拡大のため、申出地に農産物の加工工場を建設する計画です。今回の計画は、農業用施設用地に用途変更する目的であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 49 頁の 2 番ですが、周辺図及び配置図は、51 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、吾平町の鶴峰東地区ふれあいセンターの北東側に位置し、10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の養豚農家で、申出地に飼料用倉庫を建設する計画です。今回の計画は、農業用施設用地に用途変更する目的であります。転用許可については、自己の所有する 200 m<sup>2</sup>未満の農地を農業用施設に転用する場合であるため、農地法の許可が不要な場合に該当します。

次に、49 頁の 3 番ですが、周辺図及び配置図は 52 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平小学校の西側に位置し、周辺は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1 番、3 番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、農地転用の許可見込みがあり、調査員としましては、用途変更及び農振除外は支障がないと判断しました。

なお、2 番については、転用許可は不要であり、農地法による制限は受けないこととなります。以上です

議 長 　　ただいま、説明、報告があった 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見等を付して市長部局へ進達します。

次に 53 頁、議案第 24 号「農地の買受適格証明願の承認について」を議題としますが、全てに関係いたしますので農業委員会の取決め制限の谷口委員に退席をいただき審議します。

(谷口委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 24 号、53 頁、54 頁です。今回は、8 件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、53 頁、



1 番から 54 頁、8 番までを、立元委員に報告をお願いいたします。

立 元 推進委員の立元です。去る 6 月 13 日に、記載の 2 名の委員と事務局で農地の買受者として、申請者が適格かどうかの調査を行いましたので報告いたします。今回は、落札後に農地として利用したいため、農地法第 3 条申請と同等の調査をいたしました。

53 頁、1 番ですが、2 番から 5 番まで、関連がありますので、まとめて報告いたします。申請者は、市内在住のお茶農家で、お茶の他にさつまいも、水稻も栽培されています。農地の取得ができた場合は、さつまいもを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に、54 頁、6 番ですが、7 番も関連がありますので、併せて報告いたします。申請者は、市内在住の方で、主にさつまいもを栽培されています。農地の取得ができた場合は、さつまいもを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に 8 番ですが、申請者は、市内在住の方で、現在、にんにく等の栽培をされています。農地の取得ができた場合は、にんにくを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議 長 説明、報告があった 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3 条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る 3 条申請は、会長専決処分とします。

(谷口委員：着席)

次に、55 頁、議案第 25 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 25 号、55 頁、56 頁です。56 頁で説明します。今回は 6 件、田 3 筆、1 千 739 ㎡、畑 4 筆、4 千 540 ㎡、計 7 筆、6 千 279 ㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明ありましたが、引き続き調査がなされていますので、55 頁、

1 番から 5 番までを牧之瀬委員に、56 頁、6 番を畠井委員に報告をお願いします。

牧之瀬 議席番号 12 番の牧之瀬です。去る 6 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局 2 名で非農地証明について調査をしましたので、報告します。

先ず 55 頁の 1 番ですが、申請地は、吾平町にある陵幸園の南東に位置し、昭和 49 年から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は吾平町の中央西地区ふれあいセンターの南西に位置し、昭和 45 年から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は高隈中学校の南東に位置し、昭和年代から山林化していたとのことでした。大木等もあり、現状からみて、山林化は 20 年以上経過しているものと思われ、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は申良総合支所の北西に位置し、昭和 63 年から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 5 番ですが、申請地は鶴羽小学校跡地の北東に位置し、昭和年代から山林化していたとのことでした。大木等もあり、現状からみて、山林化は 20 年以上経過しているものと思われ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

畠井 議席番号 13 番の畠井です。去る 6 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局 2 名で非農地証明について調査をしましたので報告します。

56 頁の 6 番ですが、申請地は、鹿屋体育大学の北西に位置し、昭和 27 年から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

議長 説明、報告があった 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、57 頁、議案第 26 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 26 号、57 頁から 84 頁です。今回新たに、譲渡希望が 70 頁、159 番から 166 番まで、次に、賃貸借希望が 83 頁、164 番、165 番ですので、お目通してください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

70 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 159 番を園田委員と徳田委員に、160 番を新原委員と栗山委員に、161 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、162 番から 164 番までを畠井委員と西元委員に、165 番を上野委員と有馬委員に、166 番を西ノ原委員と谷口委員にお願いします。

次に、83 頁、賃貸借希望の 164 番を寺下委員に、165 番を上之原委員と永山委員にお願いします。

(159 番は、本日、申出があり取消しをお願いします。後日取消しの届出を出します。)

次に、85 頁、議案第 27 号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取り組み方針の具体案について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

西 迫 議案第 27 号行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取り組み方針の具体案についてご説明します。

まず 85 頁の、その 1、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。

1 の農業の概要については、2015 年農林業センサスの値となりますので、昨年度との変更点は、中ほどの右側の表の認定農業者数が、今回は、644 名となっています。

2 の農業委員会の現在の体制については、旧制度に基づく農業委員会で基準日が平成 31 年 3 月 31 日ですので委員数 39 名の変更はありません。

次に 86 頁、担い手への農地の利用集積・集約化については、集積実績が 3,037ha と目標の 100ha を大きく上回る結果となったところです。

次に 87 頁、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、13 名の新規参入者があったところです。

次に、88 頁、遊休農地に関する措置に関する評価については、農家の高齢化や鳥獣被害等により耕作できなくなった農地が増えたため、遊休農地面積 378ha で、昨年度より 74ha 増

となったところです。

次に 89 頁、違反転用につきましては、昨年と同様に市でできる対策にも限界があり、既存施設の違反転用の改善が進まなかったところです。

次に 90 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の、1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の受付件数が 277 件、許可件数が 273 件、取り消しが 4 件で、申請からの処理期間が 23 日という結果です。

次に、2 農地転用に関する事務は、341 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。次に 91 頁、農地所有適格法人からの報告への対応は、69 法人でした。次に、情報の提供は、賃貸借件数が 1,312 件、利用移動が 348 件、農地台帳面積が 12,313 h a となりました。

次に、92 頁、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容はありませんでした。

次に、事務実施状況の公表については、ホームページで公表をしています。

次に、93 頁から 95 頁までの、その 2 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、先程申しました平成 30 年度の実績の数値が計画として記載されていますのでお目通しください。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、その 1 とその 2 を一括して審議いたします。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとします。

次に、96 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、96 頁から 99 頁です。99 頁で説明します。

今回は 16 件、田 4 筆、3 千 427 m<sup>2</sup>、畑 22 筆、4 万 4 千 761 m<sup>2</sup>、計 26 筆、4 万 8 千 188 m<sup>2</sup>です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、96 頁です。1 番から 3 番までは、借り手の都合。4 番、5 番は、貸し手の都合。

次に、97 頁、6 番、7 番は、貸し手の都合。8 番、9 番は、借り手の変更。

次に、98 頁、10 番は、貸し手の都合。11 番から 13 番までは、借り手の変更。

次に、99 頁、14 番、15 番は、中間管理機構への貸出しのため。16 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、96 頁から、99 頁まで 16 件の合意解約です。

次に、別冊の「農用地利用配分計画の認可について」の報告です。事務局の説明をお願い

します。

鳥 巢 1 頁から 14 頁までの農用地利用配分計画については、4 月総会で審議しましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定により、令和元年 5 月 28 日付けで 48 件の認可がおりましたので報告します。内容については、お目通しください。

議 長 ただいまの報告のとおり、1 頁から 14 頁まで 48 件の配分計画です。

次に、「農地利用最適化推進委員の辞職について」の報告です。今回、100 頁にありますように、釘田委員の奥様から、令和元年 6 月 12 日付けで、辞職願が出されました。釘田委員は、農業委員 1 期 3 年間と推進委員として 9 ヶ月と 7 日にわたりご尽力していただきました。なお、委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第 9 条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、許可を承認してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので承認することといたします。

以上で、第 3 回総会に付議された議案等の審議は全て終了いたしました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

倉 田 今日の議事録署名委員を 8 番、9 番と言われたのですが、9 番は今日休みなのですが、いいですか。

議 長 大変失礼いたしました。10 番の泊委員にお願いします。他にないですか。

西ノ原 3 条、5 条でもいいのですが、地目のところで登記、現況、畑か宅地か、さっきももめたところですが、うちの地区の谷口推進委員からも相談があったのですが、写真を見てみたら山だと、行ってみたら現状も山だと、書類上の現状は畑だと、これは、行政書士が記載したものを書くのですかね。

下 原 申請につきましては、登記地目のところは、登記簿の登記地目が農地であれば、許可が必要になってきますので、現況は山林ということであっても、申請につきましては、登記地目というようなかたちで、申請をしていただいております。

西ノ原 2、3 日前も、前農業委員さんが来られて言われたのですが、現状は山林なのに、登記地目は、畑で、そこを若い農家が借りて、大木を伐って、農地にすると、そうすると、周りの人から、あそこは、昔から山だったのに、木を伐って風通しが出てきてしまった。またある人は、それは、許可がいるのではないか。いろんな考え方があると思うのですが。また、先程の畑に家を建てると、昔は家が建っていたのに、家を壊せば、更地になって、またそこに家を建てるときには、許可があると、その辺りを教えてください。

下 原 先程の案件は、状態としては、畑というような状況です。過去には、家があったというよ

うな経緯もございますけれども、現状としては、畑だという認識でやっています。登記の地目も畑ですので、そこら辺は、農地という捉え方をしています。

新 村 一ついいですか。農地法の適用を受ける土地の定義というのがありますよね。まず、下原さんが言われた、土地の登記簿謄本が、畑であれば、これは農地と、それともうひとつ、農地以外であっても、農地として耕作されている、そういうものについては、農地法の適用を受けますよと、この2つがありますよね。ですからそれは、行政書士が書く、書かないは別として、やはり土地の登記簿謄本に、地目が何になっているか、それと農地法の適用を受けるかどうかと言うことだろうと思います。これは、申請者が、まず登記簿謄本の事実については、これは、必ず添付しないとイケないし、あと、現況が農地かどうかの是非は、これは本人の自覚次第だと思えますけれども。

議 長 いいですか。よろしいですか。

それでは、先日、全国農業委員会会長大会が行われましたけれども、その報告を副会長にお願いいたします。

福 元 5月27日に東京都、日比谷公会堂で行われた、令和元年度 全国農業委員会 会長大会及び地元選出国會議員への要請活動に、私と局長が出席しましたので、概要を報告いたします。資料は、お手元に配布してあるA4の1枚の「令和元年度全国農業委員会会長大会」資料をご覧ください。全国農業委員会会長大会は、壇上に来賓の農林水産大臣をはじめ、国會議員の方々が紹介され、全国農業会議所二田孝治会長の主催者挨拶に始まり、来賓挨拶を吉川貴盛農林水産大臣、武藤容治衆議員農林水産委員長から受けたところです。

議案は4件提案され、いずれも原案どおり満場一致で承認されました。「農業委員活動の実践を踏まえた決意表明」は、岐阜県高山市農業委員会ほか2件の活動報告がなされたところです。

また、第1号議案の「食料・農業・農村政策の強化に向けて、人と農地対策を通じた地域の再生を目指して」、第2号議案の「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」、第3号議案の「情報提供活動」、第4号議案の「全国農業委員会会長大会実行運動計画」については、大会終了後、場所を衆参両院の議員会館に移動して、それぞれの都道府県選出の国會議員へ要請活動を行いました。鹿児島県は3班に分かれ、鹿屋市は肝属・曾於・熊毛地区の会長、事務局長、農業会議職員、総勢22名で、衆議院の森山代議士事務所を訪問し要請活動を行ったところ、本人が衆議院会館 会議室で対応され、要請書を受領のうえ、各項目に理解を示されました。終わりに、この全国大会は、国・県・市町村レベルでの農業委員会系統組織が一堂に会し、今後の農業政策の推進に向け、抱えている課題などの共通認識のも

と、農業・農村の現場の声を国政に反映させるため、地元選出国會議員と連携した行動として、非常に意義の高いものでありました。以上で報告を終わります。

局長 それでは、事務局の方から、農地利用最適化推進委員の募集についてでございます。

皆さん、ご承知のとおり推進員の釘田委員が、お亡くなりになったことに伴いまして、欠員1名の補充を提案したいと思います。

法的には、推進委員の補充についての規定はありませんが、鹿屋市農業委員会の「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条に推進委員に欠員が生じた場合は、推進委員の補充に努めなければならないとあり、絶対に補充しなければならないということではないですが、所掌事務に支障がでるため、推進委員を選任することが適当であると考えています。具体的には、お手元に配布してありますA4の1枚紙で、「農地利用最適化推進委員選任スケジュール（案）」をご覧ください。事務局案を説明いたします。6月下旬から7月上旬にかけて、市の広報紙やホームページの手続きや、県、農協など関係機関に推薦依頼をして、応募期間は7月12日、金曜日から8月16日、金曜日までの36日間を予定しています。8月16日までに応募があった場合は、8月21日に選考会をして、8月23日の総会で選任議案の承認をいただき、総会の最後に推進委員の委嘱を行う流れを事務局の方で考えているところです。もし、候補が無い場合は、この応募期間を少し延長するというかたちを、現在考えているところです。以上です。

寺下 候補の推薦ですけれども、私の地区になります、東原地区と笠之原地区なんですよね。できればこの地域に限定されて公募されるのか、それとも全体にして公募されるのかどうか。その仕方はどうされるのかどうか。

局長 今事務局で考えている案としては、前回の推進委員の応募のときは、鹿屋地区8名という形にしておりましたが、今回、欠員でございますので、地区を鹿屋地区、担当地域として、笠之原、札元、東原と今まで釘田さんが担当されておりました地域を応募要綱に入れて、この担当地区ですと示したいと考えております。

議長 よろしいですか。(はい)

ただいま事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の欠員募集をすることとしてよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地利用最適化推進委員の欠員募集をすることとします。事務局においては手続きを進めていただき、また、募集については、委員さん方にも適任者がいないか、掘り起こしのご協力をお願いいたします。

局長 最後にもう一回、委員さん方にも、この募集について、ぜひ、事務局の方にこの方がいいと案を持ってきてください。よろしく願いいたします。

それでは、7月の調査委員を申し上げます。

7月11日、木曜日、4条・5条の調査が泊委員、栗山委員でございます。

7月11日、木曜日、農振調査が寺下委員、福元副会長でございます。

7月12日、金曜日、4条・5条の調査が障子田委員、本村委員でございます。

7月12日、金曜日、3条調査が有村委員、谷口委員でございます。

なお7月の総会は、7月23日、火曜日の午後3時からとなります。以上です。

泊 7月の農振の調査は、郷原委員にお願いしたのですが、事務局に言ってなかったものですか、郷原委員よろしいですか。

郷原 私は、いいですよ。

局長 それでは、7月11日、木曜日、農振調査を郷原委員、福元副会長でお願いします。

泊 それに伴って、来年の3月のところの、農振調査は、郷原さんのところを私に変えてください。お願いします。

議長 よろしいですか。他にありませんか。

下原 農地係から、農地法第3、4、5条の許可後の調査のお願いをさせていただきます。

推進委員さん方のお手許に、調査表と航空写真を配布させていただきました。今回は昨年4月から6月までに許可があった案件についてです。配布されていない場合には、今回の調査はございません。3条につきましては、全件の調査となります。耕作状況を確認していただきまして、耕作の有無に○を付けてください。4、5条は、工事進捗状況報告書というのが提出されていないものが調査の対象になっております。転用の進捗状況を確認していただきまして、該当するものに○を付けてください。この調査は推進委員さんの皆様が中心になって行っていただくこととなりますけれども、件数の多い地区もございますので、農業委員さん方にも連携をとっていただき、実施していただくようご協力お願いいたします。調査結果につきましては、8月の総会、8月23日までに事務局に提出をしてください。よろしく申し上げます。以上です。

議長 他にないですか。ないようですので、これをもって令和元年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」 （閉会）